

入園申込のご案内

支給認定申請案内書



申込の前に

- ◇ 保育所等は、保護者が就労などのため家庭で保育のできないお子さんを保護者に代わって保育する施設です。
- ◇ お子さんの保育の基本は家庭にあります。保育所等と十分に連絡を取りあい、お子さんの健やかな成長を見守りましょう。
- ◇ 保育所等を利用する場合、保護者の方に次の区分の認定を受けていただきます。認定申請と入園申込は同時に行います。

1号認定

お子さんが**満3歳以上**で、幼稚園等での教育を希望される場合



2号認定

お子さんが**満3歳以上**で、「保育の必要な事由」に該当し、**保育所等**での保育を希望される場合



3号認定

お子さんが**満3歳未満**で、「保育の必要な事由」に該当し、**保育所等**での保育を希望される場合

この「入園申込のご案内」は、2号認定・3号認定の方が対象です。

※ 入園の申込み前に一度保育所等の見学をお願いします。

お問い合わせ先

〒822-8501 直方市殿町7番1号

直方市教育委員会 こども育成課 (直方市役所 2階・25番窓口)

TEL: 0949-25-2148

FAX: 0949-25-2316

1. 入園基準

保育所等への入園を申し込むためには、保護者が下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

保育を必要とする事由

- ・就労している
- ・妊娠中である
- ・出産後、間もない
- ・疾病もしくは負傷がある
- ・精神や身体に障がいがある
- ・同居の親族を常時、介護または看護している
- ・求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている
- ・就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・子どもに対し虐待、配偶者からの暴力により必要な保育を行うことが困難な状態にある
- ・育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である（新規申込の場合は、原則年度中に育児休業から復帰をする予定である）
- ・災害復旧に当たっている場合



2. 申込に必要な書類

保育所等への入園申込には次の書類が必要です。

すべての方が必要な書類



- 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付申請書 兼 入所申込書**
- 保育を必要とすることがわかる書類** ※詳しくは下記の一覧をご確認ください。
・該当するいずれかの書類（父母、状況により祖父母等）
- 児童手当及び特例給付に係る保育所保育料の徴収等に関する申出書**
（0歳児クラスから2歳児クラスの方）
- 児童手当特例給付に係る保育所副食費の徴収等に関する申出書**
（3歳児クラス以上の方）

	保護者等の状況	必要な書類
保育を必要とすることがわかる書類	就労している（内定・育休を含む）	☐ 就労証明書 ※自営業の場合は事業内容がわかる書類の添付が必要 （個人事業届・登記簿謄本・営業許可証・業務請負契約書等の写しのいずれか）
	妊娠中、または出産後、間もない	☐ 母子健康手帳の写し ※表紙、出産予定日が記載されている部分の写し
	疾病もしくは負傷により通院・入院している	☐ 医師の診断書 ※療養を要する期間や、保育できない病状等の記載が必要
	身体や精神に障がいがある	☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証の写し
	同居の親族を常時介護または看護している	☐ 介護、または看護される方の状態がわかる書類 ☐ 医師の診断書 ※療養を要する時間や、保育できない病状等の記載が必要 ☐ 障害者手帳や、介護保険証（認定済）の写し等
	求職活動中 ※保育所入園後3カ月以内に就労証明書の提出が無い時は、退園になる場合があります。	☐ 求職活動中の申立書 ☐ 求職活動していることがわかる書類 ※ハローワークの登録証、失業保険の写し等
	就学、職業訓練を受けている	☐ 在学証明書等及び就学が確認できる書類
	上記以外	☐ その内容がわかる書類等 ※詳しくはお問い合わせください。
状況によって必要な書類	● 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書、口座振替の通帳の写し、金融機関届出印 ※新規に入園の申込をされる方、口座の変更を希望される方のみの届出となります。 すでに口座振替の手続きをされているお子さんの分については、再度の手続きは不要です。 ● 令和6年度市町村民税所得課税証明書 ※配偶者が直方市外にいる方。（例：母と児童は直方在住だが、父は市外の場合など） ※上記以外でも、別途ご案内させていただく場合があります。 ● 在園証明書 ※兄弟姉妹が幼稚園等に在園しているとき ● 通所受給者証 ※未就学の兄弟姉妹が通所しているとき ● 広域入所理由書 ※直方市外の保育所へ入所を希望するとき ※ 転入予定の場合は上記以外にも別途書類が必要となりますので、まずはお問合せください。	



～上記の他に、状況に応じて必要な書類をご案内させていただく場合があります。～
お仕事が決まった、お仕事が変わった、お仕事をやめた、妊娠した・・・など、
「保育を必要とする事由」等に変更があった場合は、その都度、書類を提出してください。
保育時間等の変更は、ご連絡いただいた日の翌月からとなりますのでご注意ください!!

3. 申込から入園までの流れ

◆ 保育所等の入退園は、月単位（1日入園、月末日退園）です。

◆ 申込期間は、次のとおりです。

- ・ 4月入園の場合…令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金）
- ・ 5月以降入園の場合…入園月の前月20日締切（※20日が土・日・祝日の場合はその前の平日）
※5月以降入園をご希望の場合、前月10日ごろからHPで空き状況をご確認いただけます。



4月入園の場合の流れ



現在入園している

新たに4月からの入園を検討している

教育・保育給付認定申請書等「入園申込のご案内」配布開始

保育所を通じて配布

※市外保育所は除く

こども育成課

（直方市役所2階・25番窓口）で配布

受付期間・受付場所

令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金）

— 平日の午前8時30分から午後5時まで —

期間中の**毎週木曜日**は、**午後7時まで延長受付**



直方市教育委員会 こども育成課 こども育成係（直方市役所2階・25番窓口）

※新規の方は市役所でのみの受付です。

※在園児の受付は保育所でも可能です。（12月27日（金）までの受付）

※いかなる場合（仕事の都合・本人や家族の疾病など）も期日を過ぎた場合は二次調整になりますので、ご了承ください。

2月
下旬頃

調整結果の連絡

希望の保育所に入れない場合は、市から連絡（郵送）し、二次調整

3月上旬頃

認定証、入所内定通知の郵送

3月下旬頃

入所（保育料）決定通知の郵送

令和7年4月から入園



□ 期間を過ぎての申込や、必要書類が揃わない場合は、希望月からの受付はできません。

□ 申込書類に不備や虚偽がある場合は、申込が無効になります。

□ 受付時に簡単な聞き取りをします。お子さんのことや家庭状況がわかる方がお越しく下さい。

※4月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため、審査に時間を要することから「認定証、入所内定通知」は3月上旬から3月中旬にお知らせすることになりますので、ご了承ください。

4. 保育実施と時間

- ◆ 保育所等は、保護者が就労などのため家庭で保育のできないお子さんを保護者に代わり一時的に保育しています。
～保護者が保育できるときは、少しでも多くの時間をお子さんと一緒に過ごしてください。～
- ◆ 保育時間の原則は、昼間、保護者がお子さんを保育できない時間だけです。
- ◆ 保育時間は次のとおりです。
 - ・保育時間等・・・下記の「ご注意ください」をご確認ください。
 - ・休園日・・・日曜、祝日
※災害、伝染病の発生等、非常時には休園する場合があります。



● 保護者が保育できない状況によって保育所利用時間が異なります。

- ・保育ができない状況に応じて、保育所等を利用できる時間が決定します。
- ・通常保育以外の時間での保育をご希望の場合は、延長保育をご利用ください。
※延長保育は別途、延長保育料がかかります。

保育ができない状況	認 定
☐ 就労もしくは就学している時間が月120時間以上である ☐ 妊娠・出産 ☐ 災害復旧	保育標準時間 (最大11時間まで利用可能)
☐ 就労もしくは就学している時間が月120時間未満である ☐ 求職活動中(入園後3カ月以内の就職が条件) ☐ 疾病、障がい等 ☐ 親族等の介護、看護 ☐ 育児休業取得時の継続利用	保育短時間 (最大8時間まで利用可能)

※保育短時間利用に該当しても、保育標準時間が利用できる場合があります。
 ※保育を必要とする状況がかわった場合の時間等の変更については、ご連絡いただいた日の翌月からとなります。
 くわしくはこども育成課にご相談ください。

● 開所時間 (7:00~19:00)

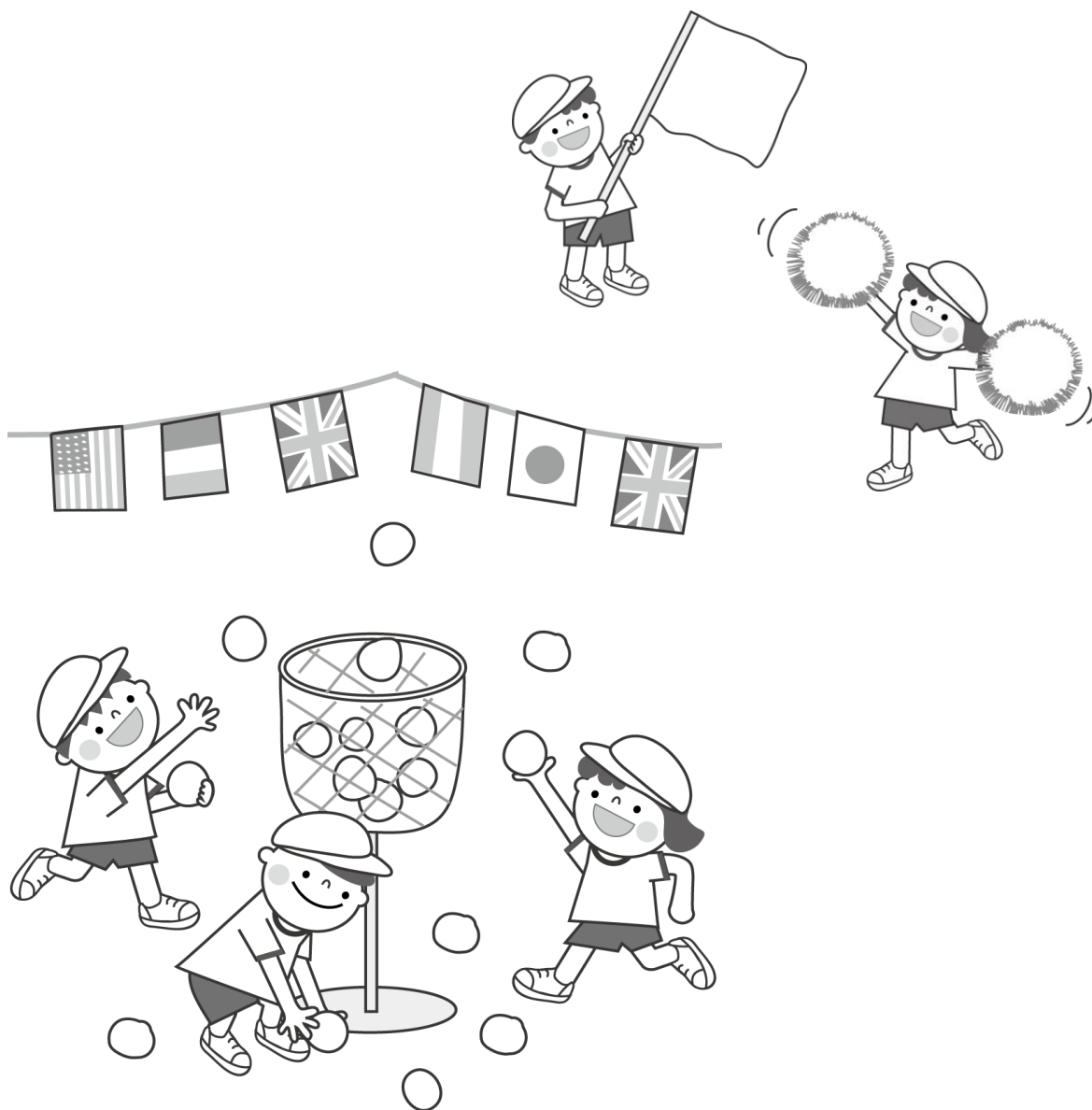
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
「保育標準時間」	通常保育 7:00~18:00まで											延長保育	
「保育短時間」	延長保育	通常保育 8:30~16:30まで									延長保育		

※ とんの幼稚園のみ 開所時間 7:00~18:30
 保育短時間 8:00~16:00

※ 延長保育は別途費用がかかりますので、
 詳しくは各園にお問い合わせいただき直接お申込みください。

5. 保育料

- ◆ 保育料は、「**世帯の税額の合計額**」と、「**お子さんの年齢**」に応じて決まります。
- ◆ 保育料は、お子さんの父と母、もしくはひとり親家庭の父または母の税額により算定します。
※上記に該当しない家庭の場合は、お子さんの保護者の税額により算定します。
- ◆ 保育料の納付は口座振替です。**振替日は毎月月末**です。
月末が土・日・祝日の場合は、そのあとの平日が振替日です。
※令和7年度12月は、25日（木）が口座振替日となります。
- ◆ 保育料は月額です。その月に1日でも保育所に在園した場合は、1カ月分の保育料がかかります。
保育料を滞納した場合は差押等処分を行うことになります。
- ◆ 2号認定（3歳児クラス以上）は保育料が無償となりますが副食費はかかりますのでご注意ください。
0～2歳までのお子さんについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。



直方市特定教育・保育施設等利用者負担基準額表（R6.10.1現在）

一般世帯

二年齢上限撤廃

Ⅱ表 保育認定の子ども		3号認定（3歳未満）			2号認定（3歳以上）				
階層区分	市町村民税 所得割課税額	子どもを上から数えて			子どもを上から数えて				
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
2	市町村民税 非課税世帯	0円 短（0円）			0円 短（0円）				
3	48,600円未満	18,500円 短（18,300円）			0円 短（0円）				
4A	48,600円以上 57,700円未満	27,000円 短（26,600円）			0円 短（0円）				
		小学校就学前から数えて			小学校就学前から数えて				
4B	57,700円以上 72,800円未満	27,000円 短（26,600円）	0円	0円	0円 短（0円）	0円	0円		
5A	72,800円以上 77,101円未満	28,500円 短（28,100円）			0円 短（0円）				
5B	77,101円以上 97,000円未満	28,500円 短（28,100円）			0円 短（0円）				
6	97,000円以上 133,000円未満	37,800円 短（37,300円）			0円 短（0円）				
7	133,000円以上 169,000円未満	40,000円 短（39,500円）							
8	169,000円以上 235,000円未満	48,800円 短（48,000円）							
9	235,000円以上 301,000円未満	51,800円 短（51,000円）							
10	301,000円以上 397,000円未満	68,000円 短（66,900円）							
11	397,000円以上	88,400円 短（87,000円）							

※ 短（ ）＝短時間

ひとり親又は在宅障害児(者)世帯等

二年齢上限撤廃

Ⅱ表 保育認定の子ども		3号認定（3歳未満）			2号認定（3歳以上）				
階層区分	市町村民税 所得割課税額	子どもを上から数えて			子どもを上から数えて				
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		
2	市町村民税 非課税世帯				0 円				
3	48,600円未満				0 円 短（0 円）				
4A	48,600円以上 57,700円未満								
4B	57,700円以上 72,800円未満								
5A	72,800円以上 77,101円未満								
		小学校就学前から数えて			小学校就学前から数えて				
5B	77,101円以上 97,000円未満	28,500 円 短（28,100 円）	0 円	0 円	0 円 短（0 円）	0 円	0 円		
6	97,000円以上 133,000円未満	37,800 円 短（37,300 円）			0 円 短（0 円）				
7	133,000円以上 169,000円未満	40,000 円 短（39,500 円）							
8	169,000円以上 235,000円未満	48,800 円 短（48,000 円）							
9	235,000円以上 301,000円未満	51,800 円 短（51,000 円）							
10	301,000円以上 397,000円未満	68,000 円 短（66,900 円）							
11	397,000円以上	88,400 円 短（87,000 円）							

※ 短（ ）＝短時間

※ ひとり親とは、児童扶養手当受給資格者であり、現に支給を受けている者

＜留意事項＞

1. 子どもの年齢は、各年度4月1日時点を基準とします。
2. 小学校就学前の子どもについては、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、地域型保育、企業主導型保育事業、児童心理治療施設を利用している場合も該当子どもとしてカウントします。
3. 1号認定の利用者負担基準額についてはホームページをご覧ください。
4. 2号認定（3歳児クラス以上）は保育料が無償となりますが副食費はかかりますのでご注意ください。
ただし、1から4A階層に該当する方（ひとり親世帯等の方は5A階層）、第二子以降は副食費も免除となります。
5. 2号認定（3歳児クラス以上）の副食費は実費徴収となり、直接各園に支払っていただきます。

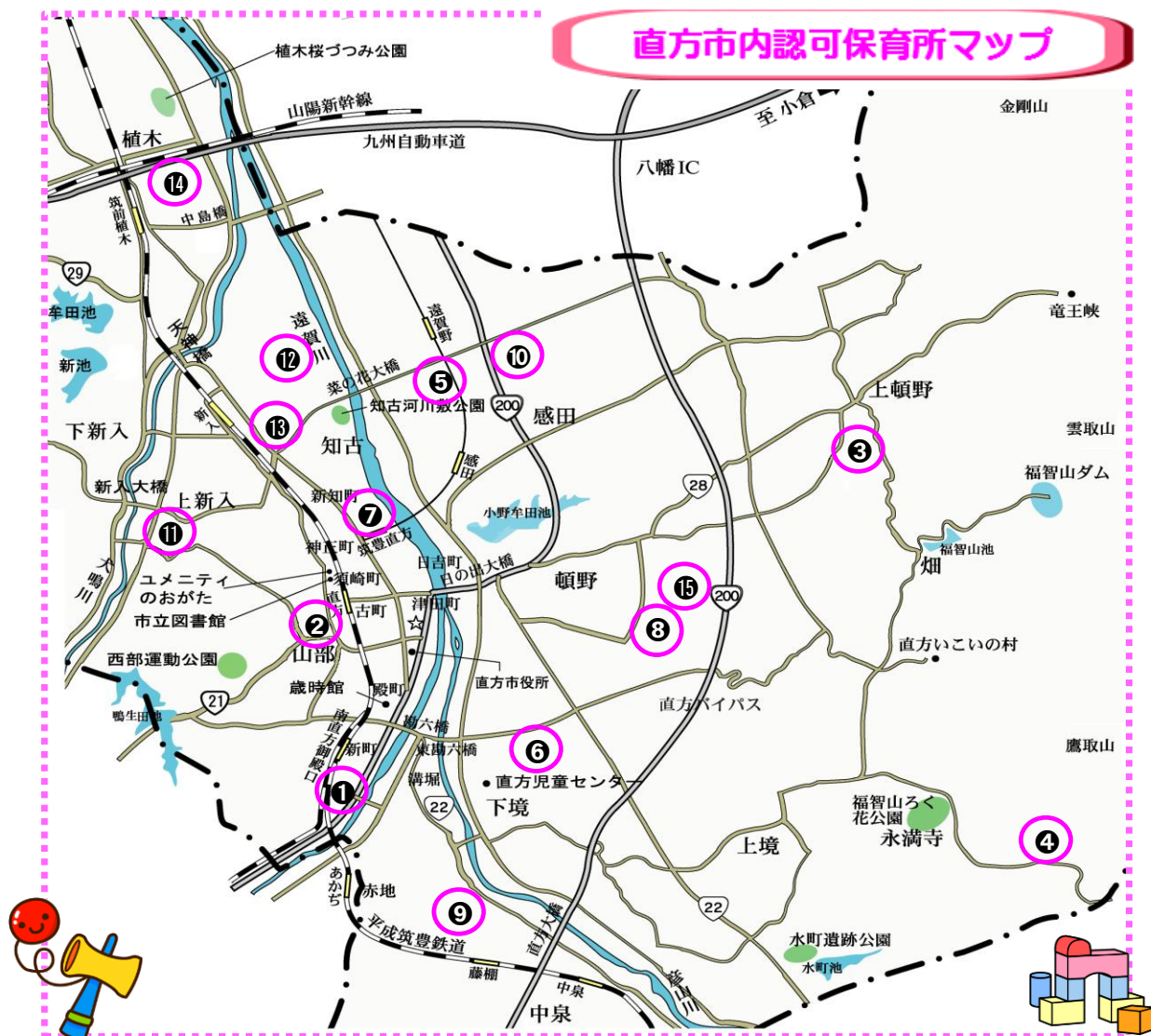
6. 直方市内認可保育所一覧

R6.10.1 現在

	認可保育所名	定員 (人)	所在地	電話番号
	【保育所】			
①	丸山保育園	90	直方市丸山町2-47	0949-22-2471
②	西徳寺保育園	120	直方市大字山部542-3	0949-28-4154
③	萬福寺さくら保育園	120	直方市大字上頓野1435-1	0949-26-5220
④	浄蓮寺保育園	70	直方市大字永満寺1035	0949-23-2250
⑤	感田保育園	120	直方市大字感田2651-1	0949-26-6758
⑥	若草保育園	120	直方市大字下境3075	0949-24-9895
⑦	直方中央保育園	60	直方市知古1-7-16	0949-24-6297
⑧	ポップ保育園	100	直方市大字頓野2535-44	0949-28-1766
⑨	下境保育園	70	直方市大字下境3990-1	0949-24-3503
	【認定こども園】			
⑩	おんがの	60	直方市大字感田1539	0949-26-7510
⑪	新入ひまわりこども園	145	直方市大字上新入2051-1	0949-24-7800
⑫	新生第一こども園	60	直方市大字感田3179-2	0949-24-9323
⑬	新生第二こども園	75	直方市大字下新入558	0949-22-5536
⑭	植木こども園	80	直方市大字植木1099	0949-28-0142
⑮	とんの幼稚園	85	直方市大字頓野2104-5	0949-24-9513

※1 直方中央保育園は0、1、2歳児クラスのみ

※2 とんの幼稚園は1歳児クラスから



～ 保育所入所の判断基準表 ～

申込者数が定員を超えた保育所については、下記基準表による適正な選考を行います。

点数の高い方から優先となります。

選考にもれた方については、市が利用調整をおこなっていきます。

基準点数（基準保育を必要とする事由）			点数	保育の提供期間
就労している	居宅外就労	月150時間以上	20	就労をする期間
		月120時間以上150時間未満	19	
		月90時間以上120時間未満	18	
		月48時間以上90時間未満	17	
	居宅内就労（自営業・農業）	月150時間以上	20	
		月120時間以上150時間未満	19	
		月90時間以上120時間未満	18	
		月48時間以上90時間未満	17	
	内職	月150時間以上	18	
		月120時間以上150時間未満	17	
		月90時間以上120時間未満	16	
		月48時間以上90時間未満	15	
内定・育休（当該年度に復帰予定の場合。自営の方を含む）	月150時間以上	12	必要な期間	
	月120時間以上150時間未満	11		
	月90時間以上120時間未満	10		
	月48時間以上90時間未満	9		
妊娠・出産	産前6週産後8週の間		20	※
疾病・負傷・障がい	入院加療または常時臥床		20	必要な期間
	通院（居宅内で安静を要する）		15	
	精神または身体に障害を有する場合		20	
	（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度または中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）			
	精神または身体に障害を有する場合（上記以外）		15	
同居の親族を常時介護・看護している			12	看護・介護を必要とする期間
災害復旧			20	必要な期間
求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている(求職活動が確認できる書類添付の人)			5	3ヶ月
就学している（就労にむけての就学に限る。）			8	就学が終了する月の末日まで
子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第8項各号に該当			最優先	—
直方市要保護児童対策協議会において保育の必要が認められると判断された場合（この場合、48時間以上の就労要件を適用しない。）				

※ 出産予定月とその前2月及び出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日。

調整点数（優先入所事由）	点数	保育の提供期間
利用申込みをしている児童が障がい有している （集団保育が可能とされた障がい児である場合）	8	—
世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属している	10	—
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、その保育が終了する	5	—
満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どものみを保育する認可保育所で保育を受け、その保育が終了する	5	—
保育士、幼稚園教諭及び保育教諭、看護師及び調理員（直方市内での勤務のみ。調理員については児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）の基準を満たすために必要な場合に限る）	10	—
ひとり親世帯である	6	—
保育を受けようとする保育所等が、兄弟姉妹が保育を受けている又は受けようとする保育所等と同一である	5	—
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属している	5	—

- ※ 父母それぞれの基準点数を合算し、さらに該当する調整事項の一番高い点数を加えたものを合計点数とする。
- ※ ひとり親の場合は、基準点数に20点を加点とする。
- ※ 入園と転園が競合した場合は、入園が優先となる。
- ※ 市内住民を優先とする（1日現在での住所地で判断する。）

4月入所の認定審査及び利用調整事務に時間を要することから「支給認定証と入所内定通知」は3月上旬から3月中旬に送付します。

※入園後、直方市から転出される場合は、原則として転出される月の末日で退園していただきます。



様式第1号(第3条、第8条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付申請書 兼 入所申込書

令和7年度用

記入例

年 月 日

直方市教育委員教育長 様

申請者氏名

保育 太郎

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る
なお、入園を希望するお子さんについて書いてください。
報を閲覧とを同意します。

マイナンバーについては、申請時点で直方市に**住民票がない場合のみ記載**してください。
それ以外の場合は**記入しないでください**。

フリガナ	ホイク ハナエ	マイナンバー	生年月日	〇年〇月〇日	性別	男・女
児童氏名	保育 花絵					
保護者氏名	☒ 申請者と	〒822-0000				
連絡先電話番号	(自宅) 0949-****-**** (メール) ▲▲▲@▲▲.jp (父の携帯) 090-****-**** (母の携帯) 090-****-****	住所	2024年1月1日の住所地 (現在と同じ場合記入の必要なし)			

連絡先電話番号欄の余白に、連絡のとれるメールアドレスを記載してください。
※抽選会を開催する場合、案内文書をメールにて送付します。

マイナンバーについては、申請時点で直方市に**住民票がない方のみ記載**してください。
それ以外の場合は**記入しないでください**。

世帯の状況及び同意欄 (申請児童を除く)	(フリガナ) 世帯員氏名 (続柄)	生年月日	番号	勤務先・学校など (者が別居の場合は、別居先住所も記入)	障害手帳の有無
	ホイク タロウ	昭和 平成 令和 〇年 〇月〇日	1	*** (株)	有・無
保育 太郎 (父)	☒ 同居 ☐ 別居	昭和 平成 令和 〇年 〇月〇日	マイナンバー	有・無	
ホイク ハナコ	昭和 平成 令和 〇年 〇月〇日	1	** 病院	有・無	
保育 花子 (母)	☒ 同居 ☐ 別居	昭和 平成 令和 〇年 〇月〇日	マイナンバー	有・無	
ホイク イチロウ	昭和 平成 令和 〇年 〇月〇日		** 幼稚園	有・無	
保育 一郎 (兄)	☒ 同居 ☐ 別居	昭和 平成 令和 〇年 〇月〇日	マ ー	有・無	
ホイク テルコ	昭和 平成 令和 〇年 〇月〇日		無職	有・無	
保育 照子 (祖母)	☒ 同居 ☐ 別居	昭和 平成 令和 〇年 〇月〇日		有・無	
	☐ 同居 ☐ 別居	昭和 平成 令和 年		有・無	
				有・無	

入園を希望するお子さん以外の家族について記入してください。
(同居している住民票上世帯を分離している方も記入してください。)

父母が保育を必要とする理由を下欄から選んで下さい。

事由番号 保育認定(2・3号)希望の方は、保育を必要とする理由を上欄に記入してください。(父母のみ)
1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障がい 4. 介護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学
8. その他 ()

家庭の状況	ひとり親家庭 ☒ 左記以外
	生活保護を受給していない・生活保護を受給している (年 月 日開始)
	児童クラブを利用する児童 有・無 (児童クラブ)
利用を希望する期間	2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで

幼稚園の申込みをされる方のご記入はここまでです。

裏面については、保育所・認定こども園(保育)をご希望の方のみご記入をお願いします。

裏面へ続きます。

利用調整について

利用調整の対象となる施設等は、保育所・認定こども園（保育）です。
下記の希望施設等の利用を希望するため、市による利用調整及び保育所等入所の申請をします。

・利用を希望する施設（事業者）名 ・希望理由	第1希望	〇〇保育園	希望理由	自宅に近いため	(事業所番号)
	第2希望	△△保育園	希望理由	自宅に近いため	(事業所番号)
	第3希望	□□保育園	希望理由	自宅に近いため	(事業所番号)
	第4希望	●●保育園	希望理由	通勤経路にあるため	(事業所番号)
	第5希望	▲▲保育園	希望理由	兄が通っていたため	(事業所番号)

希望する日から保育所等を利用ができない場合、利用できるまで待機しますか。	☒ はい *はいの場合、翌月以降も利用調整を行います。 利用開始が決まった場合に通知をします。
	☐ いいえ *いいえの場合、翌月以降の利用調整を行いません。 利用ができない旨の通知をします。
当申込児童のきょうだい児も利用申込みをしている場合	異なる保育所等でも同時に利用を希望しますか。 ☐ はい ☐ いいえ
	同時にきょうだい児が利用できなかった場合でも、当申込児童の利用を希望しますか。 ☐ はい ☐ いいえ
希望する日から保育所等を利用できなかった時の予定	☐ 幼稚園を利用（園名： ） ☐ 育児休業延長 ☒ 親族が保育（保育予定者： 祖母 ） ☐ その他（ ）

申請時点での出産の予定

出産の予定	☐ 有	出産予定日（ 年 月 日）
		出産後の予定 ☐ 育児休業取得 ☐ 父（ 年 月 日まで） ☐ 母（ 年 月 日まで） ☐ 仕事復帰 ☐ 自宅で保育するため施設・事業の利用をやめる。 ☐ その他（ ）

申請児童の状況について

健康状況等	健診の受診	☐ 無 ☒ 有 （ ☒ 4ヶ月、 ☐ 7ヶ月、 ☐ 1歳半、 ☐ 3歳、 ☐ その他（ ）
	検診時の指摘事項	☒ 無 ☐ 有
	発達上の心配なこと	☒ 無 ☐ 有
	定期的な通院	☒ 無 ☐ 有
	障害者手帳の交付	☒ 無 ☐ 有
	保健師への相談	☒ 無 ☐ 有
	アレルギー等	☒ 無 ☐ 有
	食事制限	☒ 無 ☐ 有

※認定区分 1号…満3歳以上で幼稚園等の教育を希望

2号…満3歳以上で保育を希望（保育所、認定こども園（保育））

3号…満3歳未満で保育を希望（保育所、認定こども園（保育））

以上で記入は終わりです。

※市町村記入欄

事務処理欄							
保育所名	開始月	認定区分	利用時間	点数（父）	点数（母）	加算	合計
		1・2・3	標準・短時間				

事務処理欄（入力チェック）							
口座	税情報	障がい	母子・父子	生保	施設		

就労証明書



直方市教育委員会教育長 宛

保育所入所審査で重要となりますので、正確に記入をお願いします。

記入例

証明日、事業所名、代表者名、所在地、電話番号を記入してください。

証明日 西暦 2024 年 12 月 〇 日
事業所名 〇〇〇(株)
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
所在地 福岡市〇区〇〇丁目〇番〇号
電話番号 092 — 〇〇〇 — 〇〇〇
代表者名 △△課 ▲▲
連絡先 092 — 〇〇〇 — 〇〇〇

※本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業所等にて作成してください
※保護者自身が事業主の場合は、事業主であることがわかる書類を追加で添付してください

法上の罪に問われる場合があります。

1	業種	☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☒ その他(〇〇〇〇)	
2	フリガナ 本人氏名	ホイク タロウ 保育 太郎	
3	雇用(予定)期間等	期間 2024 年 10 月 1 日 ~ 2025 年 9 月 30 日 (無期の場合は雇用開始日のみ)	
4	本人就労先事業所	名称 直方市〇〇町〇〇番〇〇号 住所 〇〇〇(株) 直方営業所	
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☒ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()	
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 170 時間 0 分 (うち休憩時間 900 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 45 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 〇〇 年 12 月 年月 〇〇 年 11 月 年月 〇〇 年 10 月 20 日/月 188 時間/月 20 日/月 175 時間/月 20 日/月 175 時間/月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日	
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無	
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定 例:1年ごとに更新 有期で更新予定がある場合は必ずご記入ください。 (余白に更新後の期間等もご記入ください)	
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否	
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否	
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日	
18	備考欄	育児休業終了予定日以前であっても、入所次第復職	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 児童名 生年月日 施設名 児童名 生年月日 施設名 児童名 生年月日 施設名	

※育児休業中の方において、育児休業終了予定日以前であっても、入所次第復職とする場合はその旨を記載してください。